

阿見町地域防災計画

(令和 7 年 7 月一部修正)

阿見町防災会議

阿見町地域防災計画

【総則編】

【総則編】目 次

第1節 計画の目的・基本方針.....	1
第2節 阿見町の災害環境.....	3
第3節 地域の災害危険性.....	6
第4節 防災関係機関の業務大綱等.....	8
第1 基本的責務.....	8
第2 各機関の業務大綱.....	10

第1節 計画の目的・基本方針

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条及び阿見町防災会議条例第2条の規定に基づき、阿見町防災会議が作成する計画であって、町・県及び防災関係機関や公共的団体その他住民がその有する全機能を発揮し、町域における防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、対象とする災害は、災害対策基本法第2条の規定による暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑り等の異常な自然現象、大規模な火事や爆発、放射性物質の大量放出等をいう。

2. 計画の基本方針

災害対策基本法第2条の2の規定に基づき、災害対策の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 地域の自然特性、人口、産業等の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定し、災害時には被害を最小化し、迅速に回復すること。
- (2) 国、県、町及び公共機関等は、適切な役割分担や相互連携を行うこと。また、住民自らの防災活動、自主防災組織等の地域の自発的な防災活動を促進すること。
- (3) 災害に備えた対策を適切に組み合わせ、一体的に講ずること。また、科学的知見や過去の災害の教訓を踏まえ、絶えず改善を図ること。
- (4) 災害の発生直後や情報収集が困難な場合にも、できる限りの確に状況を把握し、住民の生命を守ることを優先した人材、物資等の適切な配分を行うこと。
- (5) 被災者の主体的な取組を促進しつつ、被災者の特性や事情等を踏まえた適切な支援を行うこと。
- (6) 災害発生時は、速やかに、施設の復旧、被災者の援護、災害復興を行うこと。

3. 上位計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき阿見町の地域に係る災害から住民等の生命、身体及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画及び茨城県地域防災計画に抵触することのないよう定める。

また、国土強靱化に関する部分については、強靱化に関する各種計画の指針となる阿見町国土強靱化計画との整合を図る。

4. 地区防災計画との関係等

町内の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

5. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを町防災会議において修正する。

各機関は関係のある事項について検討し、速やかに防災会議（事務局）へ提出する。

6. 計画の推進

本計画は、本町の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。また、防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

このため、防災会議は、本計画の実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、防災計画等の策定段階から、女性、自主防災組織、避難行動要支援者の参画を促進する。

第2節 阿見町の災害環境

1. 自然環境

(1) 地形・地質

本地域は、桜川・霞ヶ浦と小貝川に挟まれた稲敷台地の一部と霞ヶ浦沿いの低地からなる。

稲敷台地は筑波山の南東側に広がる扇状地の台地で、下総層群と呼ばれる砂礫層・砂・泥層等からなり、低地を構成する沖積層に比べ固い地盤である。また、台地の縁の河川沿いには河岸段丘が分布し、段丘上にはかつて川底であった時代の河床礫が堆積する。

低地は霞ヶ浦沿岸と台地を刻む谷に分布し、霞ヶ浦沿岸の花室川河口付近では、下総層群からなる基盤の上に軟らかい沖積層が10m以上堆積する。

その他、町内には、花室川、乙戸川、清明川、桂川の4つの一級河川があり、桂川の一部の区間は準用河川（町管理）となる。また、台地を刻む谷沿いにも5m前後の段丘崖が分布する。

(2) 活断層

本地域及び周辺に活断層は確認されていない。最も近い活断層は、約30km離れた笠間市付近に吾国山断層と雨引観音断層が確認されているが、これらの断層が引き起こす地震の規模はマグニチュード7以下と推定され、本地域への影響は比較的小さいと考えられる。

(3) 気象

本地域は、冬に北西の季節風が吹き乾燥するが、年間を通して比較的温暖な気候である。

気象庁土浦地域気象観測所の過去30年間の統計によると、年間平均気温は14.8度、年間降水量は約1,200mm、平均風速は約1.7m/sである。

また、過去の降水量の上位は、1時間の最大が約65mm、1日の最大が約200mmである。

観測史上上位の降水量（気象庁土浦地域気象観測所）

	日最大10分間降水量	日最大1時間降水量	日降水量	月降水量
1位	22.5 (2008.8.19)	65.5 (2016.8.17)	197 (1991.9.19)	510 (2004.10)
2位	21.0 (2021.7.11)	53 (2022.9.24)	<u>187.5 (2023.6.2)</u>	405 (1991.10)
3位	18.5 (2008.8.21)	52 (2005.8.12)	<u>185 (1986.8.4)</u>	<u>404 (2023.6)</u>
4位	18.0 (2016.8.17)	52 (1998.9.15)	<u>155 (1996.9.22)</u>	<u>390.5 (2019.10)</u>
5位	17.5 (2021.7.30)	49.5 (2008.8.29)	<u>152.5 (2011.9.21)</u>	<u>389 (2010.9)</u>
6位	16.5 (2013.7.27)	49 (2012.9.2)	<u>152 (1981.10.22)</u>	<u>377 (1991.9)</u>
7位	16.0 (2022.9.24)	44.5 (2015.9.10)	<u>135 (2019.10.12)</u>	<u>365 (2017.10)</u>
8位	15.5 (2011.9.2)	41 (1988.8.11)	<u>135 (2004.10.9)</u>	<u>358 (2013.10)</u>
9位	15.5 (2011.9.21)	39.5 (2021.7.30)	<u>130 (2001.10.10)</u>	<u>314 (2015.9)</u>
10位	15.5 (2011.7.20)	39 (2016.7.14)	<u>128 (2019.10.25)</u>	<u>314 (1985.6)</u>

（注）観測期間は、「10分間」については2008年3月～2025年3月、その他は1976年3月～2025年3月である。また、降水量の単位はmm、括弧内は発生した年・月・日を示す。

2. 社会条件

(1) 土地利用等

本地域は、宅地が約 17.3%、農地が 32.8%、山林が 14.9%、その他が 34.9%を占める。宅地は徐々に増加しており、農地や山林は減少してきている。

また、公共用地や文教厚生用地は主に中央の市街地に分布し、工業用地は中央の市街地や工業系市街地(工業団地)に集積し、霞ヶ浦湖畔や谷津部分など土地の低いところは水田として利用され、その周囲には山林が広がる。

なお、町全域が都市計画区域であり、町役場周辺と荒川沖駅東側、圏央道阿見東インターチェンジ周辺が市街化区域に指定されているほか、3つの工業団地(筑波南第一、阿見東部、福田)が工業系の市街化区域に指定されている。

(2) 人口動態

令和7年4月1日現在、町内の人口は、49,474人、23,194世帯で、一世帯あたり人口は約 2.1人である。最近10年間、人口及び世帯数は増加しており、1世帯あたり人口はやや減少傾向にある。

65歳以上及び75歳以上の高齢者人口の割合は、27.9%及び15.6%で、県平均(31.1%、17.0%)、全国平均(29.2%、16.8%)よりも低い水準である。

人口分布は、町役場周辺の市街化区域や荒川沖駅周辺の市街地を中心とし、町域の西側に偏っている。

人口集中地区(DID)^{※1}は昭和60年から町役場周辺に出現し、その後拡大している。平成に入ると荒川沖駅東口にもDIDが出現し、令和4年には6.5km²、約2万8千人となっている。

※1 人口集中地区(DID:Densely Inhabited Districts):国勢調査の基本単位区等を基礎単位とし、市区町村の境域内で人口密度の高い地域として設定された地区。

(3) 昼間人口、就業者数

令和2年の国勢調査によると、昼間人口は45,476人で、流出入口(人)が流入人口(人)を約千人上回る。

就業者については、町内に居住・就業している住民が人、本町から他市町村へ通勤している住民が人、他市町村から本町へ通勤している住民が人であり、町外への通勤者数が町内への通勤者数を約2千5百人上回る。他市町村への主な通勤先は、土浦市、つくば市及び東京都で、本町への主な通勤元は、土浦市、つくば市及び牛久市である。

(4) 産業

令和元年経済センサス基礎調査によると、町内の事業所数は、第三次産業が約8割を占める。

商業施設は、国道125号沿いや荒川沖駅東口周辺に集積するほか、圏央道の阿見東インターチェンジに接して立地するあみプレミアム・アウトレットには町外から多数の来場者が訪れ、休日には1万人以上となることもある。

(5) 道路

町の北部を通る国道125号及び国道125号バイパスが東西方向の軸となっているほか、複数の主要地方道(土浦稲敷線、土浦竜ヶ崎線、竜ヶ崎阿見線、竜ヶ崎阿見線バイパス、美浦栄線)や荒川沖・寺子線等の町道により、町内の道路ネットワークを形成している。

また、町域の南側を首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が通り、牛久阿見インターチェンジと阿見東インターチェンジが設置されている。

第2節 阿見町の災害環境

(6) 公共交通

鉄道は、町の西側を通るＪＲ常磐線の荒川沖駅東口に接する。

路線バスは、土浦駅から中央公民館及び稲敷市方面を結ぶ路線、荒川沖駅から県立医療大学を結ぶ路線がある。なお、町の南部にはバス路線が存在しない。

(7) ライフライン

町内の上水道の普及率は88.6％（令和５年４月）、公共下水道の普及率は72.1％（令和５年４月）である。また、農業集落排水や浄化槽等も含めた生活排水処理普及率は97.0％（令和５年４月）である。

その他、東京ガスネットワーク（株）と東部ガス（株）が、町内の一部に都市ガスを供給している。

第3節 地域の災害危険性

1. 災害履歴

(1) 地震災害

県南西部はマグニチュード5～6程度の地震が数年に1回の割合で発生しており、これらは関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋プレートに関係する地震活動によるものである。その主な地震履歴は、県内で4名の死者を出した1895年の霞ヶ浦付近の地震（M7.2）、本町付近が震源とされる1921年の龍ヶ崎付近の地震（M7.0）、1983年の茨城県南部の地震（M6.0、深さ約70km）、2005年の茨城県南部の地震（M5.3、深さ46km）などがある。

また、相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震である1923年の関東地震（M7.9、災害名：関東大震災）では、県南部を中心に強い揺れが生じ、県内で死者・行方不明者5名などの被害が発生している。

近年では、平成23年の東北地方太平洋沖地震（災害名：東日本大震災）により、町内で震度5強を観測し、次の被害が発生した。

東北地方太平洋沖地震による町内の主な被害一覧（平成25年9月現在）

被害項目	被害状況
人的被害	2人（死者1、軽傷1）
家屋被害	1,675棟（半壊26、一部損壊1,649）
ブロック塀等被害	531箇所
水道管被害	14箇所
道路等被害	66箇所

※総務省消防庁「平成23年東北地方太平洋沖地震について（第148報）」ほかより

(2) 風水害

過去の大規模な災害は、霞ヶ浦のはん濫によるもので、昭和13年6月～7月の洪水では数日間浸水し、低地の水田等が浸水して大きな被害となった。

近年の主な災害は、大雨や台風等による内水氾濫、がけ崩れ等であり、家屋や道路の浸水や破損が数十箇所発生することがある。

2. 地震被害想定

中央防災会議（平成25年12月）によると、茨城県南部直下のプレート境界地震（マグニチュード7.3）が発生した場合、町内では震度6弱～6強のゆれになり、全壊1,800棟、死者10人、負傷者300人（うち重傷者40人）の被害が予測されている。

また、茨城県地震被害想定調査（平成30年12月）によると、本町に最も大きな被害をもたらす想定地震は「茨城県南部の地震」で、町内の最大震度は6弱と予測されている。この想定地震による町内の被害は、建物が約800棟、死者・負傷者が約100人、避難者が最大で約3,000人、ライフライン被害率も最大100%に上ると予測されている。（次表参照）

第3節 地域の災害危険性

茨城県南部地震の予測被害量

		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
建 物	全壊・焼失	70 棟	70 棟	80 棟
	半壊	760 棟	760 棟	760 棟
人 的	死者	10 人	10 人	10 人
	負傷者（うち重傷者）	110（10）人	80（10）人	90（10）人
		直後・当日	1 週間後	1 ヶ月後
避難者（うち避難所）		2,300（1,400）人	3,200（1,600）人	1,700（510）人
ラ イ フ ラ イ ン	停電（率）※1	27,000 軒（90%）	0 軒（0%）	—
	断水（率）※2	39,000 人（95%）	12,000 人（28%）	1,500 人（4%）
	下水道支障（率）※3	30,000 人（90%）	10 人（*%）	*人（*%）
	都市ガス供給停止（率）※4	3,300 戸（100%）	1,800 戸（53%）	760 戸（23%）
	固定電話不通（率）※5	4,500 回線（90%）	*回線（*%）	—
災害廃棄物※6		25,500 トン		

「*」は、被害がわずかであることを示す。

※1 停電率とは、電灯軒数に対する停電軒数の割合を指す。

※2 断水率とは、給水人口に対する断水人口の割合を指す。

※3 機能支障率とは、下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。

※4 供給停止率とは、都市ガスの需要家数に対する供給停止戸数の割合を指す。

※5 不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。

※6 3 つの季節時間帯のうち、建物被害が最大となる冬 18 時の想定である。

3. 災害危険箇所・区域

(1) 浸水想定区域

霞ヶ浦流域に想定最大規模の大雨（8 日間総雨量 853mm、72 時間最大 660mm）が発生して霞ヶ浦がはん濫した場合、湖岸の低地で最大 3 m 以下の浸水が予測されている。

また、霞ヶ浦流域に 100 年に一回程度の大雨（8 日間総雨量 600mm、昭和 13 年 6 ～ 7 月実績降雨）が発生して氾濫した場合も同様の浸水が予測されている。

桜川流域に想定最大規模の大雨（48 時間総雨量 746mm、ピーク時の 1 時間最大 77mm）が発生して桜川がはん濫した場合、霞ヶ浦高校付近の低地で最大 3 m 以下の浸水が予測されている。また、30 年に一回程度の大雨（48 時間雨量 246mm、ピーク時の 1 時間最大 51mm）で氾濫した場合、町内は浸水しない。

(2) 土砂災害警戒区域

町の北東部の青宿、竹来、廻戸付近の急傾斜地 17 箇所が、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されており、これらの区域すべてに土砂災害特別警戒区域が含まれている。

第4節 防災関係機関の業務大綱等

第1 基本的責務

1. 町

町は、基礎的地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、消防組織の整備並びに町内の公共的団体及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動を促進し、町内のあらゆる防災機能を十分に発揮するように努める。

その他、ボランティアによる防災活動の重要性をふまえ、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2. 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を採る。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、町、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6. 住民・事業所

(1) 住民

- 1) 自助及び共助の意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりを進め、災害に強いまちづくりに協力する。
- 2) 常に災害に対して備え、住居等の安全性を確保するとともに、3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組に努める。また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信するように努める。
- 3) 災害時には、共助の視点の下、地域や隣近所と助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難等の際には避難行動要支援者を支援し、冷静かつ積極的に行動する。

第4節 防災関係機関の業務大綱等

- 4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育、訓練に協力するとともに、災害時には地域の住民・企業と連携して各種活動を円滑に実施するよう共助の取組に努める。
- 5) その他、県、町及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

(2) 事業所

- 1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、消火・救出救助等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- 2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加する等、地域の共助に取り組むよう努める。
- 3) 災害が発生した場合には、行政、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。
- 4) 災害発生時にも事業を継続するための事業継続計画（BCP）※¹の策定に努め、また、BCP等に従業員等の待機及び帰宅の方針を定め、従業員等に周知するよう努める。

※1 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

- 5) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者は、災害時にも事業活動を継続し、町の防災活動への協力に努める。

第2 各機関の業務大綱

阿見町及び阿見町地域に関わる指定地方行政機関、指定公共機関、県、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、次の事務又は業務を処理するものとする。

1. 阿見町

名称	事務又は業務の大綱
阿見町	(1) 町防災会議及び町災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。 (3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること。 (5) 救助、防疫等災者の救助、保護に関すること。 (6) 災害復旧資材の確保に関すること。 (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (8) 被災町営施設の応急対策に関すること。 (9) 災害時における文教対策に関すること。 (10) 災害対策要員の動員に関すること。 (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (12) 被災施設の復旧に関すること。 (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。

2. 茨城県

名称	事務又は業務の大綱
茨城県	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防御と拡大の防止 (5) 救助、防疫等災者の救助保護 (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害時における社会秩序の維持 (11) 災害対策要員の動員、雇上 (12) 災害時における交通、輸送の確保 (13) 被災施設の復旧 (14) 町が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等 (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

第4節 防災関係機関の業務大綱等

3. 稲敷広域消防本部

名称	事務又は業務の大綱
稲敷広域消防本部	(1) 消防計画の樹立に関すること。 (2) 消防施設の整備に関すること（消防水利に関するものを除く）。 (3) 防災のための調査、災害の予防、警戒及び防御に関すること。 (4) 防災活動の指導及び訓練に関すること。 (5) 災害時における消防に関すること。 (6) 要救助者の救助・救急に関すること。 (7) 水防施設、資材の整備に関すること。 (8) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 (9) 水防活動に関すること。

4. 指定地方行政機関

名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること。 (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。 (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。 (6) 津波警報の伝達に関すること。
関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局 (水戸財務事務所)	(1) 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。 (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。 (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること。 (5) 金融上の措置に関すること。
関東信越厚生局	(1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
茨城労働局	(1) 工場、事業場における震災後の労働災害防止に関すること。 (2) 災害時における賃金の支払いの確保に関すること。 (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。 (4) 労災保険給付に関すること。 (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

第4節 防災関係機関の業務大綱等

名称	事務又は業務の大綱
関東農政局 (茨城農政事務所)	(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (4) 災害時における災害救助用米穀の需給調整に関すること。 (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。 (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。
関東森林管理局 (茨城森林管理署)	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北 産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること。
関東地方整備局 (霞ヶ浦河川事務所)	(1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 (2) 公共施設等の整備に関すること。 (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。 (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 (6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。 (7) 災害時における応急工事等に関すること。 (8) 災害復旧工事の施工に関すること。 (9) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。 (10) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（TEC－FORCE）に関すること。 (11) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。
関東運輸局 (茨城陸運支局)	(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。 (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること。 (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。
東京航空局	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

第4節 防災関係機関の業務大綱等

名称	事務又は業務の大綱
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 (3) 地殻変動の監視
東京管区気象台 (水戸地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に すること。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) 及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備にすること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発にすること。

5. 自衛隊

名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	(1) 防災関係資料の基礎調査にすること。 (2) 災害派遣計画の作成にすること。 (3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施にすること。 (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急 復旧にすること。 (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に すること。

6. 指定公共機関

名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (阿見郵便局)	(1) 被災者に対する郵政葉書等の無償交付にすること。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除にすること。 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除にすること。 (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持にすること。
日本銀行(水戸事務所)	(1) 通貨の円滑な供給の確保にすること。 (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保にすること。 (3) 金融機関の業務運営の確保にすること。 (4) 金融機関による金融上の措置の実施にすること。 (5) 上記各業務にかかる広報にすること。
日本赤十字社 (茨城県支部)	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に すること。 (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給にすること。 (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整にすること。 (4) 義援金品の募集配布にすること。
日本放送協会 (水戸放送局)	(1) 気象予報、警報等の周知徹底にすること。 (2) 災害状況及び災害対策室の設置にすること。 (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布にすること。

第4節 防災関係機関の業務大綱等

名称	事務又は業務の大綱
東日本高速道路株式会社（関東支社）	会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社（荒川沖駅）	(1) 鉄道施設等の整備、保全に関すること。 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
NTT 東日本株式会社（茨城支店）	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京瓦斯株式会社（東部事業本部）	(1) 都市ガス施設の安全、保全に関すること。 (2) 災害時における都市ガスの供給に関すること。 (3) 都市ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。
日本通運株式会社（水戸支店）、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社（土浦支社）、株式会社 J E R A	(1) 災害時における電力供給に関すること。 (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
KDD I 株式会社（水戸支店）	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
株式会社 N T T ドコモ（茨城支店）	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

7. 指定地方公共機関

名称	事務又は業務の大綱
茨城県土地改良事業団体連合会	各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書作成に関すること。
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。
一般社団法人茨城県医師会 公益社団法人茨城県歯科医師会 公益社団法人茨城県薬剤師会 公益社団法人茨城県看護協会	災害時における応急医療活動に関すること。
関東鉄道株式会社 一般社団法人茨城県トラック協会（土浦支部）	災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること。
東部ガス株式会社（茨城南支社）	(1) ガス施設の安全、保全に関すること。 (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。 (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

第4節 防災関係機関の業務大綱等

名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人茨城県 高圧ガス保安協会	(1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関する事。 (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関する事。 (3) 高圧ガスの供給に関する事。 (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する事。
株式会社茨城新聞社 株式会社茨城放送	(1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事。 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関する事。 (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事。

8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 一部事務組合

団体名	事務又は業務の大綱
龍ヶ崎地方衛生組合	し尿処理に関する事。

(2) 公共的団体等

団体名	事務又は業務の大綱
阿見町商工会、霞ヶ浦漁業協同組合、水郷つくば農業協同組合(阿見支店)	(1) 被害調査に関する事。 (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事。 (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事。
一般診療所・病院 社会福祉施設	(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事。 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事。
一般運輸事業者	災害時の車両輸送の協力に関する事。
阿見町危険物安全協会 危険物施設等の管理者	(1) 危険物等の保安措置に関する事。 (2) 災害対策用燃料の供給協力に関する事。
社会福祉法人阿見町 社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受け入れに関する事。 (2) 生活福祉資金の貸付に関する事。
阿見町国際交流協会	外国人に関する情報提供等の協力に関する事。
(一社)茨城県稲敷医師会 (一社)土浦市歯科医師会 (一社)土浦薬剤師会	災害時における応急医療活動、遺体の検案に関する事。
茨城県建設業協会(竜ヶ崎支部)、阿見町建設業組合	(1) 災害時の重機等による救援活動の協力に関する事。 (2) 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関する事。
上下水道指定工事店	災害時における上下水道の復旧活動の協力に関する事。
社会福祉施設の管理者	(1) 施設入所者・利用者の避難、保護に関する事。 (2) 避難行動要支援者等の受入協力に関する事。
災害協定団体	災害協力協定に基づく災害対策の協力に関する事。
行政区 (自主防災組織)	(1) 地区内の情報収集・伝達、避難誘導、救出救護、避難行動要支援者の支援等に関する事。 (2) 炊き出し、救援物資の配分、避難所の開設・運営等の協力に関する事。